

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- 当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下の通りです。
- (1)株主の基本的な権利を最大限に尊重し、既存株主の権利の侵害がないように、かつ平等に扱うように配慮します。
 - (2)ステークホルダーとの円滑な関係の構築を通じ、企業価値や雇用の創造、健全な企業経営を維持するように努めます。
 - (3)すべての重要事項について透明性を確保し、適時適切な情報開示を保証します。
 - (4)法令遵守を徹底するとともに、取締役会・監査役会等により経営の監視・監督を行い、会社価値の最大化に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井物産株式会社	23,707,200	34.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,929,700	5.65
セントラル警備保障株式会社	3,140,544	4.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・セントラル警備保障退職給付信託口)	3,052,800	4.39
JP MORGAN CHASE BANK 385174	2,965,500	4.26
MSIP CLIENT SECURITIES	2,344,700	3.37
日本生命保険相互会社	1,459,600	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行退職給付信託口)	1,446,000	2.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,441,600	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・三井住友銀行退職給付信託口)	1,440,000	2.07

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

ミッション・バリュー・パートナーズ・エルエルシーから平成26年7月18日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成26年7月15日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称:ミッション・バリュー・パートナーズ・エルエルシー
住所:アメリカ合衆国、デラウェア州19808、ウィルミントン、センターヴィル・ロード2711、400号室、コーポレーション・サービス・カンパニー一気付
所有株式数:2,798,300株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合: 4.03%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 7 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 更新 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野田 英紀	他の会社の出身者							○				
岸上 順一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野田 英紀		当社の主要株主である三井物産株式会社ICT事業本部ITサービス事業部長であります。	総合商社における豊富な経験と知見を基に、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かせると判断したためであります。 なお、三井物産株式会社は当社の主要株主ではありますが、同社との取引比率は僅少であり、同社からの事実上の制約はありません。従って、同社からの一定の独立性が確保されていると考えております。
岸上 順一	○	——	電気通信事業に関し知見を有しており、その知見を当社の経営に活かしていただくものであります。 東京証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じる恐れがない高い独立性を有した社外独立取締役であるため、当社独立役員に指定するものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 4 名

監査役の人数 4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査については、常勤監査役が会計監査人から年間の監査計画概要書の説明を受け、第2四半期決算時と決算時には監査役全員が監査役会において、その監査の状況について報告を受け連携を図っております。

内部監査については、常勤監査役が内部監査を担当する監査部が行った内部監査に基づき、代表取締役社長、常勤取締役ならびに被監査部門

担当執行役員に対して行われる監査報告会に出席し連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宮田泰平	他の会社の出身者									△				
白川保友	他の会社の出身者													
佐藤彰紘	弁護士													
若狭保弘	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮田泰平		当社の主要株主である三井物産株式会社で、内部監査部の検査役でありました。	三井物産株式会社において、内部監査部監査業務管理室長検査役を経験しており、その経験をもとに社外の独立した立場から監査ならびに当社の経営に関するチェック・助言をお願いするものであります。
白川保友	○	東日本旅客鉄道株式会社の常務取締役を歴任し、セントラル警備保障株式会社の代表取締役執行役社長を経て、現在は同社取締役会長であります。	これまで培った各会社の役員としての経営に関する豊富な経験・実績や幅広い見識のもと、社外からの立場で監査ならびに、当社の経営判断に関し適法性・妥当性の面から監視をお願いするものであります。 なお、白川保友氏は、経営陣と直接の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく公正かつ客観的な立場から経営全般にわたる監査活動を行うことができるものと判断し、独立役員として指定しております。
佐藤彰紘	○	弁護士経験24年、大企業の顧問弁護士として活動し、現在は佐藤総合法律事務所代表であります。	弁護士としての専門的な経験と幅広い見識をもとに、社外の独立した立場から監査ならびに、当社の経営判断に関し適法性・妥当性の面から監視をお願いするものであります。 なお、佐藤彰紘氏は、経営陣と直接の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく公正かつ客観的な立場から経営全般にわたる監査活動を行うことができるものと判断し、独立役員として指定しております。
若狭保弘	○	三井住友信託銀行株式会社(旧三井信託銀行)に35年間勤務(常勤監査役を含む)、現在は株式会社コスモス青山の代表取締役専務であります。	出身分野である銀行業務を通じて培われた豊富な経験をもとに、社外の独立した立場からの監査ならびに、当社の経営判断に関し適法性・妥当性の面から監視をお願いするものであります。 なお、若狭保弘氏は、経営陣と直接の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがなく公正かつ客観的な立場から経営全般にわたる監査活動を行うことができるものと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明
当社は役員賞与に関し、連結純利益の約1%を総額とする業績連動型報酬制度を導入しております。
ストックオプションの付与対象者
該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	更新
当社の取締役および監査役に対する報酬は月額報酬と年一回支給される賞与によって構成され、月額報酬については定額、賞与については業績連動性によって支給額を決定しており、第28期における役員区分ごとの報酬等の総額は以下の通りです。 取締役(7人) 126,526千円(内、賞与 25,000千円) 監査役(1人) 18,720千円 社外役員(4人) 9,000千円	
なお、当社は、平成18年6月22日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、上記支給額のほか、第28期中に退任した取締役1名に対し、6,430千円の役員退職慰労金を支給しております。	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役全員それぞれの報酬総額の最高限度額を定めており、この点で株主の皆様の監視が働く仕組みとなっております。
また各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

取締役会は、法務部長が窓口となり、適宜社外取締役と連絡を取り、情報提供、報告、問合せ対応にあたっております。監査役会は、法務部と社長室を兼務する監査役補助人が窓口となり、適宜社外監査役と連絡を取り、情報提供、報告、問合せ対応にあたっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

監査役は、4名の監査役のうち4名を社外監査役とし、その内3名を独立監査役とすることで客観性の確保に努め、監査役による十分な監視機能が発揮できる体制を整えています。監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めています。更に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しております。
監査役会は監査役によって構成され、原則として月に1回開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査の方針や監査の基準等を決定し、各監査役の監査状況等の報告を受けています。

取締役会は、取締役7名(うち、社外取締役2名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する役割と権限を有しております。また、当社では事業年度ごとの経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。
取締役会は原則として月1回開催するほか、常勤取締役で構成される常勤役員会を月4回開催して重要な事項につき審議しております。更に、常勤取締役を含めた執行役員会を月2回開催して、経営と執行間の迅速な意思伝達と情報共有ができる体制をとっております。

なお、当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しています。
当該契約の内容は、社外取締役ならびに各社外監査役いずれも、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第1項に定める限度額まで限定するものとなっております。

会計監査については、当社と契約を締結している有限責任監査法人トーマツが期中および期末に財務諸表監査および四半期レビューを実施しております。また、会計監査人は財務報告に係る内部統制の監査についても担当し、合理的で効率的な監査を実施しております。

内部監査については監査部を置き、専任スタッフを5名配置して、他の管理部門や業務部門から独立した立場で、組織の内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するとともに、抽出された課題などに対し改善に向けた提言やフォローアップを実施しております。また、監査部ではグループ会社の監査も実施しております。

監査役と会計監査人、監査役と内部監査部門、また、会計監査人と内部監査部門との間で不定期に会合を持ち、監査体制・監査計画・監査実施状況などについて情報交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は監査役設置会社の形態を採用しております。監査役会には4名の社外監査役(うち3名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員)、また取締役会には2名の社外取締役(うち1名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員)が選任されています。
これら社外役員の独立性の高い立場、或いはその幅広い見識からの助言は、当社経営の透明性・客観性の確保にたいへん有益なものとなっております。また、監査役会、会計監査人および内部監査部門が相互に連携することで、経営の監視・監督機能の向上を図っており、現行の当社コーポレート・ガバナンス体制は充実した機能を保持しているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	直近では、平成27年6月23日開催の第28回定時株主総会において、招集通知を6月3日に発送し、5月29日Webにて公開している
集中日を回避した株主総会の設定	直近では、第28回定時株主総会を平成27年6月23日に開催

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月と11月の年2回、代表取締役社長がプレゼンテーションを行う。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.moshimoshi.co.jp/ にて、決算資料、決算資料以外の適時開示資料、株主通信、株式事務問合せ先、業務説明などの情報提供を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名:経営企画部広報・IR室 IR事務連絡責任者:多田雅彦広報・IR室長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「グループ企業行動基準」として規定し、その冊子を従業員に対して配布して周知徹底しております。
------------------------------	--

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2006年5月12日開催の取締役会におきまして、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針（以下、「内部統制システムの基本方針」という）を決議し、以後毎年度見直しを行ない取締役会にて決議しております。

また、「会社法の一部を改正する法律」および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」が2015年5月1日に施行されたことを踏まえ、「内部統制システムの基本方針」を改定し、同年5月15日の取締役会にて、決議しております。

内部統制システムの基本方針

ステークホルダーの信頼を得られる誠実で透明性の高い経営の実現のために、コーポレート・ガバナンスの強化を進め、その実効性の向上をめざして内部統制の充実を図る。本基本方針に基づき構築される内部統制システムを絶えず評価し、必要な改善を行うほか、この基本方針も環境変化に対応して不断の見直しを行い、業務の適正を確保する。

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および当社関係会社の取締役および使用人が、法令や定款を含む社内規程を遵守し、企業倫理を認識して社会人としての良識と責任をもって行動する（以下「コンプライアンス」という）ために、『グループ企業行動基準』を定め、徹底を図る。
- (2) 取締役会で選任したチーフ・コンプライアンス・オフィサー（以下「CCO」という）を委員長としたコンプライアンス委員会を開催し、当社ならびに当社関係会社のコンプライアンスに関する計画、施策の立案・導入及び監督を行なう。
- (3) コンプライアンスや内部統制に関する意識を徹底・向上させるために、法務部や内部統制部による研修を定期的を実施する。また、社内における各種研修においても、業務知識のみならず、コンプライアンス意識を高める教育の実施に努める。
- (4) コンプライアンス違反に関する報告・相談ルートとして、『内部通報規程』に基づきグループ企業共通の内部通報連絡先（以下、内部通報窓口）を設置し、情報の早期把握ならびに早期対応を行なう。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するために、社会的な信用の維持・向上に資することを「財務報告に係る内部統制の基本方針」に毎年定め、取締役会にて決議する。
- (6) 当社は、社外監査役を含めた監査役にて構成された監査役会を設置し、取締役の業務執行の監視・監督を行なう。
- (7) 当社および当社関係会社の法令および定款の遵守状況について監査部による監査を実施する。監査により改善の必要があると指摘された場合は、速やかに対策を講ずる。
- (8) 当社は、原則として社外取締役をおき、取締役の意思決定の適正性・妥当性の確保を図る。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務執行に係る重要な情報は、『文書管理規程』に基づき、文書又は電磁的記録により関連資料と共に保存・管理する。
- (2) これらの情報は、取締役・監査役からの要請があった場合に、適時閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の経営リスクに的確に対応するため、『リスク・マネジメント規程』を制定し、また、これに基づき「リスク・マネジメント委員会」を設置する。同委員会は、想定される以下の経営リスクについて、可能な限り事前に予測するとともに、リスクの軽減策を講ずる。
 - 1 営業上重要又は高額の契約の締結又は解除に関すること
 - 2 重要な労務管理又は労務紛争に関すること
 - 3 災害、事故等による被害に関すること
 - 4 投融資に関すること
 - 5 個人情報保護又は営業秘密管理等の機密情報管理に関すること
 - 6 コンプライアンス違反に関すること
 - 7 上記以外の経営リスクに関すること
- (2) 『職務分掌・職務権限規程』を制定し、各役職者のリスク対応における権限及び責任を明確化する。また『稟議規程』に基づき、リスク管理を徹底する。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 重要事項について、取締役の意思決定の迅速化を図り慎重な意思決定を行なうための支援として、以下の会議を定期的開催する。
 - 1 常勤役員会
 - 2 執行役員会
 - 3 事業部長会
- (2) 職務を効率的に執行するため、各部署長には『職務分掌・職務権限規程』で規定された一定の権限を付与する。また、取締役の経営者としての職務の遂行をより効率的に行なうため、執行役員制を採用する。

5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社ならびに当社関係会社に適用する行動基準として『グループ企業行動基準』を定め、役員および従業員に対し徹底を図る。
- (2) 『関係会社管理規程』を制定し、これに基づき当社関係会社の自律経営を原則とした上で、以下の通り、当社関係会社に対する管理を行なう。
 - イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社関係会社の重要事項については、当社に対して適時かつ適正な報告がなされるよう、必要な体制の確保を行なう。
 - ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社関係会社各社の経営者が適切な水準の内部統制の整備・運用義務の遂行を求めるとともに、当社関係会社の重要なリスクの存在を識別・測定し、これに対応するための継続的な統制を組織的に行なう。
 - ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
当社関係会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・維持するため、関係会社ごとに主管者をおく。また、関係会社の経営状況に応じ、役員の差し入れを行なう。
 - ニ. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
主要な関係会社に対し、その業務執行における法令及び社内規程等の遵守状況の報告を適宜求め、不備事項については改善提案や指導を行なう。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の監査の実効性を高め、かつ監査職務が円滑に遂行されるため、その職務を補助する従業員を配置する。
- (2) 当該従業員には、監査役業務全体を補佐するにあたり必要な知識や能力を有する者を選任する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 前号の従業員への指揮命令は監査役が行なうものとし、当該従業員の考課・異動等については、監査役会の同意を得た上で行なう。
- (2) 当該従業員が、監査役からの指示の実行性を確保するための事項について、『監査役監査の実効性の確保に関する規程』に基づき定める。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の監査役への報告体制として、以下を整備する。
 - イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
当社の役員および従業員が、当社ならびに当社関係会社にかかわる重要な事項について知り得た場合、その都度常勤監査役に報告すること、および監査役から業務執行に関する報告を求められた場合は事実を報告することを『監査役監査の実効性の確保に関する規程』に定めるとともに社内への浸透を図る。
 - ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
当社の「内部通報窓口」を複数設置し、当社関係会社の役員および従業員が当社常勤監査役へ直接報告・相談できる窓口を含むものとする。またはCCOや法務部長への報告・相談ルートにおいても、その受け付けた内容が当社もしくは当社関係会社の不正行為又は法令違反に該当した場合には、速やかに当社常勤監査役に報告することを『内部通報規程』に定めるとともに、社内への浸透を図る。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 上記の通報を行なった者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けない事を『内部通報規程』に定める。また、子会社においても同様の対応がなされるよう適切な指導を行なう。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針については、会社法の規定に従い制定した『監査役監査の実

効性の確保に関する規程』に基づき適切に対応する。

11. その他当社監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 監査役あるいは監査役会は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握できるよう以下の権限を保持するものとする。

1 監査役が、いつでも必要に応じて役職員に対して業務執行に関する報告を求めることができる権限

2 監査役が、いつでも必要に応じて常勤役員会、執行役員会及びその他重要な会議に出席できる権限

3 監査役会が必要に応じて、弁護士、会計士等を起用し、監査業務に関する助言を受ける権限

4 監査役が、会計監査人との両者の監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることに関する権限

12. 反社会的勢力排除に向けた体制

『グループ企業行動基準』に基づき、反社会的勢力排除に向け、役員および従業員に対して以下の周知・徹底を行なう。

(1) 総会屋、暴力団等の反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭解決を図ることなく毅然とした態度で対応する。

(2) 反社会的勢力および反社会的勢力と関係のある取引先とは、一切取引しない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 重要

1. 基本的な考え方

前項1.12に記載の通りです。

2. 具体的な対策

1)当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会員となっており、同連合会との連携体制を構築するとともに、その関連する会合に積極的に出席して、情報の収集に努めております。

2)当社は、不当要求防止責任者を設置し、公的機関による不当要求対応講座を受講しております。

3)役務提供に係る業務委託契約、物品などの調達に係る契約その他当社が締結する契約書については、反社会的勢力の関係排除条項を明記し、当社が行う取引については反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先を排除しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、平成17年6月23日に開催した第18回定時株主総会において、当社株式の買付提案および買付行為への対応方針（以下、「本プラン」という。）を決議導入した後、2度の更新を経て本プランを5年間継続導入しておりました。
平成18年12月の金融商品取引法改正により、公開買付開始時における対象会社と買収者のやり取りのルール化など濫用的な買収から防衛するための一定の対応がなされたこと、当社を取り巻く環境においても濫用的買収の脅威が相対的に低下したことを踏まえ、当社事業の更なる拡充、株主還元強化によって、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることが最良であるとの判断から、平成22年5月13日に開催した取締役会において本プランを継続しない旨を決議して、同年6月23日開催の第23回定時株主総会の終結の時をもって終了しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は、次のとおりであります。

1. 適時開示に係る当社の基本姿勢

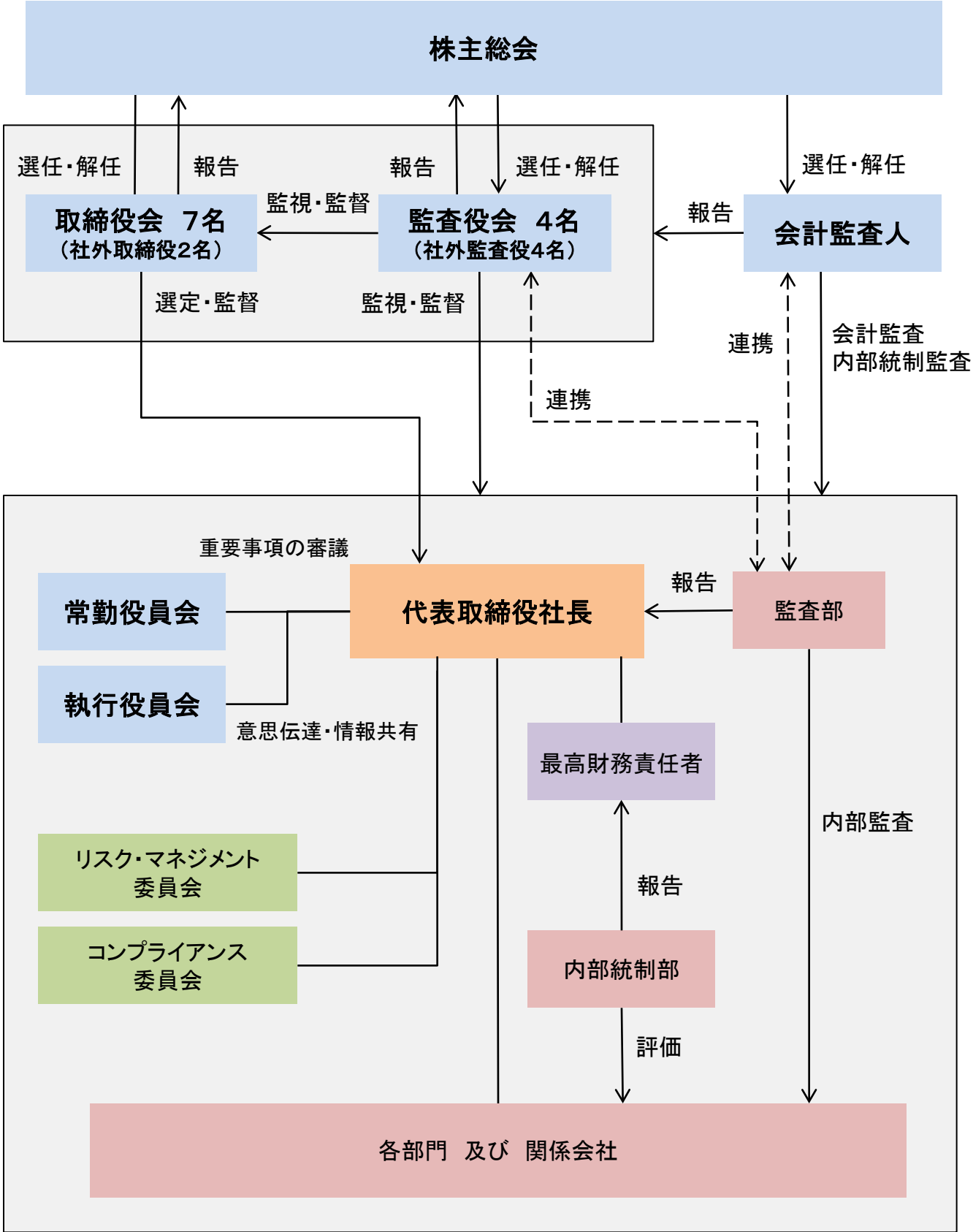
当社は、株主、投資家の皆様から正しく理解され、評価され、信頼される企業となるため、企業内容等の開示に関する内閣府令、東京証券取引所の有価証券上場規則および社内規程（インサイダー取引防止規程等）に従い、公平かつタイムリーな情報開示を積極的に行う方針であります。

2. 適時開示に係る社内体制

当社の重要な会社情報は、子会社に係る情報も含めて決定事実、発生事実および決算情報のいずれの場合も、法務部を責任部署として、一元管理する体制をとっております。法務部長は、重要な会社情報について、チーフ コンプライアンス オフィサー（CCO）、チーフ プライバシー オフィサー（CPO）、広報・IR室長その他関連部署と協議のうえ、適時開示情報に該当するかどうかの判断を、企業内容等の開示に関する内閣府令および東京証券取引所の有価証券上場規則に従って行い、代表取締役社長の承認を得て、その公表の内容、時期および方法について決定します。

この決定を受けて、情報開示は原則として、当社の広報を担当する広報・IR室が行い、これを管理します。公表の方法は、TDnetへの登録および必要に応じて記者会見、資料投函などにより行います。なお、TDnetに登録した情報は、すべて当社ホームページにて掲載しております。

◆コーポレート・ガバナンス体制



◆適時開示実施体制

